

## 川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」着ぐるみ貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」の着ぐるみを貸し出す場合における必要事項を定めるものとする。

### (着ぐるみの貸出)

第2条 着ぐるみの貸出を希望する者は、あらかじめ川崎市交通局長（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。

### (貸出の承認申請)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」着ぐるみ貸出承認申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を局長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、引渡希望日の10日前までに提出するものとする。

### (貸出の承認・不承認)

第4条 局長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 政党、政治、宗教及び営利活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 自己のマスコットとして使用し、又はそのおそれがあると認められる場合

( 4 ) 川崎市交通局 ( 以下「交通局」という。 ) の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合

( 5 ) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合

( 6 ) その他、局長が適当でないと認める場合

2 局長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」着ぐるみ貸出承認・不承認通知書 ( 第 2 号様式 ) により通知するものとする。

( 貸出対象者 )

第 5 条 貸出対象者は、次のとおりとする。

( 1 ) 川崎市内に活動の拠点を置き、その主たる構成員が市内在住又は在勤の各種団体、市民グループ、企業等。

( 2 ) その他、局長が適当と認めた者。

( 使用者の遵守事項 )

第 6 条 着ぐるみの貸出承認を受けた者 ( 以下「使用者」という。 ) は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

( 1 ) 貸出承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

( 2 ) 着ぐるみを着用する者は、18 歳以上とする。

( 3 ) 貸出期間 ( 使用期間 ) は、原則として 1 週間以内とする。

( 4 ) 貸出に伴う搬出入及び中に入る人の手配は、使用者が行うこと。

( 5 ) その他、別に定める川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」着ぐるみ貸出時の注意事項を遵守すること。

( 承認の取消し )

第7条 局長は、使用者がこの要領及び承認内容に違反していると認められるときは、貸出承認を取り消すことができる。

2 局長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合は、使用者に対し、川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」着ぐるみ貸出承認取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（使用中の事故等）

第8条 着ぐるみ使用中に発生した事故等については、使用者の責に帰するものとする。

（損害賠償）

第9条 着ぐるみに損傷を生じさせた場合は、使用者の責任において修理・修復するものとする。また、修理・修復が困難な状態までに損傷した場合は、使用者が実費弁償するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要事項は、局長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。